

キッズハウスみよし 重要事項説明書

キッズハウスみよし（以下 当園 という）が、保育の提供に当たり
みよし市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成28年6月24日条例第35号) 第18条に基づき重要事項に関する規定を定め
保護者に対し 利用前に説明する事項は次のとおりです。

1 設置者概要

設置者名称	株式会社 リトルベル
主たる事務所の所在地	みよし市三好丘1丁目11-5
代表者氏名	代表取締役 鈴木 亨
電話番号	0561-36-3131

2 施設概要

種別	小規模保育事業A型		
名称	キッズハウスみよし		
所在地	みよし市三好丘1丁目11-5		
電話番号・FAX	電話番号 0561-36-3131 FAX 0561-36-5667		
責任者氏名	管理者 今井 英美子		
開設年月日	平成30年4月1日		
建物の構造	鉄骨造一部木造		
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児
	2人	8人	9人

3 施設の目的及び運営の方針

(1) 当園は、発達に応じた適切な保護者のかかわりや、保育の安定的な提供を通じ
その間の子どもの健やかな発達を保障することを目的とします。

(2) 当園は、「こどもスクスク ママキラキラ」をキャッチコピーに 仕事・子育てで
頑張る保護者を支援します。また 保育に関する専門性を有する職員が
家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえて養護と教育を
一体的に行います。

4 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき保育その他の便宜の提供を行います。詳細は、入園のしおりをご覧ください。

5 職員職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
責任者	1	責任者は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
保育士	12	専門的知識及び技術をもって保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭との連絡を行う。
調理員	1	栄養士が作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
看護師	1	乳幼児の健康管理、当園の衛生管理を中心とした保健全般の業務を行う。
嘱託内科医	1	嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。
嘱託歯科医	1	嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

※職員数は変動する場合があります。

6 保育を行う日及び時間等

開所日	月曜日から土曜日 (12月29日～1月3日 及び その他責任者が必要と認めた日を除く。)
開所時間	午前7時30分～午後7時30分

7 保育料等

(1) 当該市区町村が定める保育料を当園にお支払いただきます。

*給食費は保育料に含まれます。

(2) 保育の提供に要する実費に係わる利用者負担等

(1) に掲げる保育料のほかに、別表①に掲げる費用を負担していただきます。

(3) 教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に対する上乗せ徴収

(1) に掲げる保育料のほかに、希望される方は別表②に掲げる費用を負担していただきます。

8 利用定員等

- (1) 0歳児 2人
- (2) 1歳児 8人
- (3) 2歳児 9人

9 利用の終了に関する事項

当園は、次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了する。

- (1) 保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (2) 支給認定保護者から当事業の取消しの申出があったとき。
- (3) みよし市が当事業の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

10 食事の提供等

- (1) 食事の提供方法

自園調理

- (2) 食事を提供する日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

- (3) アレルギー対応状況

除去食で対応

※但し アレルギー対応ができない場合もありますので

必ず事前にご相談ください。(医師の診断書の提出が必要です)

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続して受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係わる連携協力をを行う教育・保育施設を確保しております。

- (1) 連携施設

ア、学校法人鈴木学園 ベル三好幼稚園 みよし市三好丘4丁目1の4

イ、学校法人鈴木学園 ベル豊田幼稚園 豊田市五ヶ丘7丁目27番地2

- (2) 連携内容

ア、当園における保育の提供終了後に際しての当該児童の継続的な受入

イ、園児に集団保育を体験させる為の機会の設定、その他保育の内容に関する助言や支援

ウ、代替保育の提供

※それぞれの連携施設で受入枠が決まっておりますので、希望者が多い場合はご希望に沿えないこともございますので、予めご了承ください。

1.2 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しております。

(1) 内科

医療機関の名称	三好丘こどもクリニック
医院長名	川瀬 久美子
所在地	みよし市三好丘 3 丁目 8-4

(2) 歯科

医療機関の名称	おだファミリー歯科クリニック
医院長名	織田 卓雅
所在地	みよし市福谷一丁目 19- 1

1.3 緊急時における対応方法及び非常災害対策

当園においては、園児の安全の確保を図るため、基準条例第7条の規定に基づき
消火器 その他の消火用具、非常口その他非常災害のために必要な設備を設けるとともに
非常災害に対する具体的計画を定め、これに対する不断の注意を払い
避難 及び 消火訓練を毎月 1回以上実施します。

1.4 相談・苦情申立て窓口

保育に関する相談、苦情等については、下記窓口にて対応します。苦情等については
誠意をもって早急に問題を解決するよう努めるとともに、教育・保育の質の向上に
努めます。

キッズハウス みよし	・苦情解決責任者：森本 浩一、苦情解決担当者：今井 英美子 ・第三者委員：寺本 ひろこ ・ご利用時間 8：30～ 17：00 ・電話番号 0561-36-3131 ・F A X 0561-36-5667 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。
---------------	---

1.5 保険に関する事項

園児に対する教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、当園の
加入している保険の補償の範囲内で対応します。

保険の種類	普通傷害保険		
保険の内容	死亡・後遺症害	入院（日額）	通院（日額）
補償金額	150万円	1,000円	500円

※このほかに賠償責任保険にも加入しています。

1 6 秘密保持等

- (1) 当園の責任者及び職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らしません。また、本園は、職員であった者が正当な理由なく その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らすことがないよう 必要な措置を講じます。
- (2) キッズハウスが行う諸行事に関して 子どもの容貌、姿態等を撮影することがあります。また 情報の漏洩に注意しながら 撮影した写真を公表すること及び 保護者等のキッズハウス会員に写真等を販売することがあります。
- (3) 園児及び保護者等に係る個人情報について 連携施設と円滑な移行が図られるよう情報を共有することがあります。

1 7 虐待防止について

キッズハウスでは、園内（保育士等）の虐待を絶対に起こさぬよう組織的に予防していくとともに、園外での虐待等については、児童虐待の防止等に関する法律により、児童虐待の早期発見に努め、また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、しかるべき機関に通告する義務があります。

1 8 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、入園のしおりにおいて提示するものとします。

別表①

実費に係る利用者負担金

項目	徴収額	徴収の時期・頻度
かばん	1,600円	入園時のみ
カラ一帽子	1,210円	入園時のみ
お昼寝ベッド用シーツ (2歳児のみ)	2,580円	年1回
給食セット	440円	毎月

※その他、行事等に係る費用がある場合は その都度実費徴収あり。

別表②

上乗せ徴収に係る利用者負担金（任意）

項目	徴収額	徴収の時期・頻度
習い事教室 (0・1歳児)	6,600円	毎月
習い事教室 (2歳児)	9,240円	毎月

*習い事教室内容

- 0・1歳児・・・イングリッシュ、リトミック
2歳児・・・・イングリッシュ、リトミック、体操、クラフト